

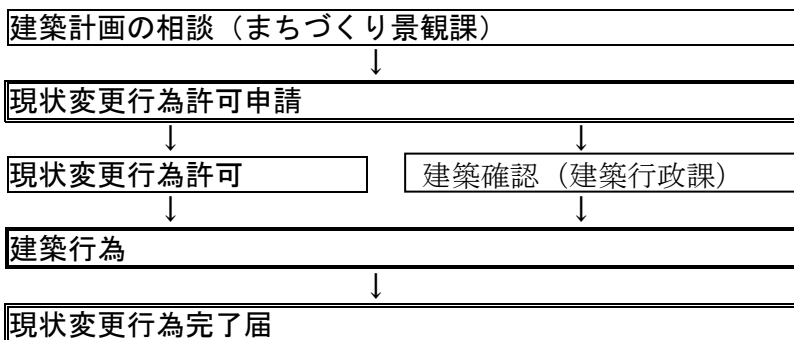
伝建地区内の現状変更行為許可申請について

保存地区内のすべての建築物・工作物において、その現況を変更するときは、あらかじめ市役所に申請して現状変更行為許可を受ける必要があります。建築物・工作物の現況を変更する計画がございましたら、お早めにご相談ください。

また、建築行為の完了後は、現状変更行為完了届を提出してください。

- **許可を受けなければならない行為**
 - 建築物・工作物等の新築、増築、改築、移転または除却
 - 建築物・工作物等の修繕、模様替えまたは色彩の変更でその外観を変更するもの
 - 宅地の造成などの土地の形質の変更
 - 木材の伐採など
- **現状変更許可申請の提出書類**
 - 伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為許可申請書
 - 付近見取図（1/2,500 以上）
 - 配置図（1/100 以上）
 - 各階の平面図（1/100 以上）
 - 各面の立面図（1/100 以上。露出する建築設備および各部の仕上げを記載し、着色すること）
 - 主要部2面以上の断面図（1/100 以上）
 - 主要部2面以上の矩計（かなばかり）図（1/30 以上）
 - 外構平面図（1/100 以上。植栽については、木竹の名称を記載すること）
 - 工事仕様書
 - 現況カラー写真
- **現状変更行為完了届の提出書類**
 - 伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為完了（中止）届出書
 - 竣工図一式
 - 竣工写真

○ 現状変更行為許可申請のフローチャート



- **提出先・問い合わせ先**
函館市都市建設部まちづくり景観課
電話 0138-21-3388